

申請に対する処分の審査基準

許認可等の名称：農地等の権利移動の許可

根拠法令・条項：農地法（昭和27年法律第229号）第3条

処分の概要：農地について所有権移転または賃借権等を設定する場合に許可を得るもの。

標準処理期間：約4週間

- 1 農地法第3条第1項の許可に当たっては、同条第2項各号（表1）に該当しないことを審査する。

表1：農地法第3条第2項各号

各号	内容	備考
第1号	権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作等に 必要な機械の所有状況、農作業に従事する者等の数から みて、取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率 的に利用できるものと認められない。	
第2号	権利を取得しようとする者が法人（農地所有適格法人を 除く）以外である。	
第3号	信託の引受けによる権利取得である。	
第4号	権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、その取 得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると 認められない。	従事日数おおむね 150日以上
第5号	所有権以外の権原に基づいて耕作等を行う者が、その土 地を貸付け、又は質入れしようとしている。	
第6号	権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、その取 得後において行う耕作等の内容、農地の位置、規模からみ て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域に おける農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生 ずるおそれがある。	

- 2 農地等について使用貸借による権利または賃借権が設定される場合において、同条第2項第2号及び第4号に係る部分に限り、同条第3項各号を**満たすこと**を審査する。

表2：農地法第3条第3項各号

各号	内容	備考
第1号	権利を取得しようとする者がその取得後において、その農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借権の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。	
第2号	権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	
第3号	権利を取得しようとする者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められること。	

その他基準：

- ・農地法関係事務に係る処理基準について 別紙1 第3 法第3条関係（平成12年6月1日12構改B第404号農林水産事務次官通知）
- ・農地法関係事務処理要領の制定について 別紙1 第1（平成21年12月11日21経営第4608号，21農振1599号農林水産省経営局長，農村振興局長通達）